

曾我事務所ニュース



2019. 10. 15

社会保険労務士
行政書士

曾我 浩

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 1-11-3 コービル2F
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我宛)
: info@sogaoffice.jp (事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

台風による休業中の賃金はどうする？解雇してもよいか？

甚大な被害を出した台風 15 号に関連した質問の多くは、台風で休んでしまった従業員の給料についてのものでした。労働基準法では、使用者の責めに帰すべき事由による休業には平均賃金の 100 分の 60 以上を支払わなければならないとされています。今回の台風は不可抗力たる天災であり、使用者の責めに帰さないものと考えられますが、公式な見解はまだありません。

したがって、今回の台風がそのような「天災」ではないと判断される恐れがあるため、「平均賃金の 100 分の 60 を支払ったらどうでしょうか」と勧めてきました。また、休業期間を有給に充てることはできるかといった相談もありました。これについては、労働者と合意ができれば構いません。

ある運送会社では、通常の賃金を支払い運転手を休ませました。荷主からは、かなり苦情もあったのですが、社長は安全配慮義務を果たしました。「大事故の可能性が高いときに運転などさせられない。」ということでした。

建設業者で、「台風で作業場が破壊されたため、余剰となった従業員を解雇しても問題ないか。」という問い合わせもありました。この場合でも解雇が裁判で認められるかどうかは不透明です。社長には、解雇ではなく退職勧奨とし、離職票の離職理由は事業主の都合とすることを提案したところ、トラブルになりませんでした。

これからの季節は、従業員の同居の家族がインフルエンザにかかり、社内で感染が広まるといった類似の事例が起きる可能性があります。このような場合、社内感染を予防するために、まだ症状の出していない従業員を休ませると、現時点では休業手当を支払う必要があります。もちろん、労働者との合意があれば有給休暇を与えることは差し支えありません。

10 月は中退共制度の「加入促進強化月間」です

中小企業退職金共済制度は、独力で退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して設けられた国の退職金制度です。退職金制度があることにより、従業員が安心して働けるようになり、社員定着と生産性の向上につながります。

また、国の制度であるため、確実に退職金が支払われ、税制上の優遇措置を受けることもできます。

一般の中小企業を対象とする制度のほか、特定業種退職金共済制度として、建設業、清酒業、林業を対象とした制度もあります。

中退共制度についての詳細は、当事務所か独立行政法人勤労者退職金機構 (<https://www.taisyokukin.go.jp/index.html>) などをご覧ください。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

労働基準法の改正により、**法定の年休付与日数が10日以上**の全ての労働者に対し、**毎年5日間、確実に年休を取得させること**となりました。労使協定を結んで年休の計画的付与制度を導入すれば、付与日数の5日を除いた残りの日数が計画的付与の対象になり、本改正の要件を満たすことになります。

また、1年間で5日の範囲内で年休の時間単位での取得が可能となりますが、時間単位での取得分については、本改正で確実に取得が必要な5日間から差し引くことができませんのでご注意ください。

事業場内の最低賃金引き上げによる助成金(業務改善助成金)！

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」をご存知ですか？

《支給対象者》

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であって、事業場規模30人以下の中小企業・小規模事業者が対象となります。

業種に応じて、「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす必要があります。

《主な支給要件》

- ①業務改善計画と賃金引上計画を記載した交付申請書を提出
(提出期限：令和2年1月31日)
- ②交付申請書を提出後、引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③**交付決定後** (決定通知書がきてから)、生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その**費用を支払うこと**(※**交付決定前に納品⇒×**)
- ④解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

《助成額》

申請コースごとに助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額の定めがあります。

令和元年度最低賃金額改定額が決定！東京では1000円突破

10月以降の地域別最低賃金

発効年月日

千葉	895円⇒ 923円 (28円up)	10月1日
東京	985円⇒ 1,013円 (28円up)	〃
埼玉	898円⇒ 926円 (28円up)	〃
茨城	822円⇒ 849円 (27円up)	〃
神奈川	983円⇒ 1,011円 (28円up)	〃
高知	762円⇒ 790円 (28円up)	10月5日

今年度の**引上げ額の全国加重平均は27円**(去年は26円)となり、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなりました。

東京都と神奈川県では初めて1,000円を超えます。